

高松市一般廃棄物処理業（ごみ）の許可に関する事務処理要綱

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条―第 3 条）
- 第 2 章 収集運搬業の許可（第 4 条―第 6 条）
- 第 3 章 処分業の許可（第 7 条―第 10 条）
- 第 4 章 届出（第 11 条）
- 第 5 章 雑則（第 12 条―第 13 条）
- 附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「政令」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「省令」という。）、高松市廃棄物の適正処理及び再生利用の促進に関する条例（平成 5 年高松市条例第 16 号。以下「条例」という。）及び高松市廃棄物の適正処理及び再生利用の促進に関する条例施行規則（平成 5 年高松市規則第 11 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、本市における一般廃棄物処理業の許可に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱における用語の意義は、法、政令、省令、条例及び規則の例による。

2 前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般廃棄物 産業廃棄物以外の廃棄物で、し尿及び浄化槽汚泥を除いたものをいう。
- (2) 積替え又は保管 一般廃棄物処理業の許可を受けた者又は受けようとする者が行う一般廃棄物の積替え又は保管をいう。

(3) 暴力団員 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。

(4) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。

（許可の範囲）

第 3 条 この要綱における許可の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 一般廃棄物収集運搬業（以下「収集運搬業」という。） 一般廃棄物の収集又は運搬を行う業をいう。

(2) 一般廃棄物処分業（以下「処分業」という。） 市内に設置された施設（移動式のものを含む。）を使用し、一般廃棄物の処分を行う業をいう。

第 2 章 収集運搬業の許可

（許可の基準）

第 4 条 この要綱における収集運搬業の許可に要する基準は、規則第 6 条に規定するもののほか、次に掲げるとおりとする。

(1) 申請者（条例第 15 条第 1 項又は第 2 項に規定する一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者をいう。以下この章において同じ。）が、申請時において、市内に住所又は事務所若しくは営業所（以下「事務所等」という。）を有し、かつ、許可の期間中引き続き市内に住所又は事務所等を有すること（事務所等の所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること。）。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(2) 申請者が、申請に係る廃棄物を適正に収集運搬するために必要な措置を講じていること。

(3) 申請者が使用する設備及び器材は、原則として申請者が所有しているもの（所有していない場合には、使用する権原を有するもの）であること。

（許可の申請）

第 5 条 申請者は、規則第 5 条第 1 項第 1 号又は第 2 項に規定する申請書に、

申請者等に関する調書（様式第 1 号）及び次に掲げる書面を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 申請者が個人の場合は、住民票の写し（本籍地記載のもの。以下同じ。）並びに精神の機能の障害により当該業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

(3) 申請者が法人の場合は、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

(4) 申請者が法第 7 条第 5 項第 4 号イからル及び次に掲げるアからエのいずれにも該当しない旨を記載した誓約書。

ア 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

イ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにアに該当する者のあるもの

ウ 個人で政令で定める使用人のうちにアに該当する者のあるもの

エ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(5) 申請者が個人の場合は、資産に関する調書及び直近の年度における市税の滞納がないことを証する書面

(6) 申請者が法人の場合は、直近の事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表及び市税の滞納がないことを証する書面

(7) 申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合は、その法定代理人の住民票の写し並びに精神の機能の障害により当該業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

(8) 申請者が法人の場合は、法第 7 条第 5 項第 4 号ホに規定する役員の住民票の写し並びに精神の機能の障害により当該業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

(9) 申請者が法人の場合は、発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を

有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し並びに精神の機能の障害により当該業務を適切に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類（これらの者が法人である場合には、当該法人の登記事項証明書）

(10) 申請者に法第7条第5項第4号ヌ又はルに規定する使用人がある場合は、その者の住民票の写し並びに精神の機能の障害により当該業務を適切に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

(11) 当該業務に従事する従業員の氏名と業務内容を記載した一覧表

(12) 事務所等の所在が、第3号の登記事項証明書により確認できない場合は、当該事務所等の営業証明書及び申立書、所有権を有すること（所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること。）を証する書面、周辺地図並びに事務所等の写真

(13) 当該業務に使用する車両の写真及び自動車検査証の写し

(14) 当該業務に使用する器材の図面又は写真

(15) 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所に関する次に掲げる書類及び図面

ア 不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条に規定する地図の写し

イ 土地及び建物の登記事項証明書（建物について登記していない場合は、その所有権又は使用する権原を有することを証する書面）

ウ 当該施設の配置図及び周辺の地図

エ 積替え又は保管を行う廃棄物の種類及び保管量

オ 積替え又は保管を行う施設の構造を明らかにする見取図

(16) 前各号に掲げるもののほか、市長が指示する書類、図面等

（許可の条件）

第6条 市長は、収集運搬業の許可をする場合においては、次の条件を付する

ことができる。

- (1) 収集運搬業の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者（以下「収集運搬許可業者」という。）は、市長が指定するごみステーションに排出された家庭系一般廃棄物の収集運搬に係る本市からの委託を受託することができないこと。
- (2) 収集運搬許可業者は、収集した廃棄物を本市が管理又は運営する処分施設（以下「市の処分施設」という。）に搬入する場合は、市の処分施設が定める搬入管理要綱及び条例第 7 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理計画の実施計画に適合するよう分別収集し、できる限り再資源化及び減量化を図るように努めること。
- (3) 収集運搬した廃棄物の保管は、原則として、日曜日等市の処分施設へ収集運搬した廃棄物を搬入できない場合に限り行うこと。ただし、分別及び再生利用のために行う場合は、この限りでない。
- (4) 取り扱う廃棄物が飛散し、流出し、地下に浸透し、並びに悪臭及び汚水を漏らすことがないように使用する施設、車両、器材等について、常に点検及び整備を行い、安全かつ清潔を保持するよう必要な措置を講じること。

第 3 章 処分業の許可

（許可の基準）

第 7 条 この要綱における処分業の許可に要する基準は、規則第 6 条に規定するもののほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 申請者（条例第 15 条第 1 項又は第 2 項に規定する一般廃棄物処分業及び法第 8 条第 1 項又は第 9 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設の許可を受けようとする者をいう。以下この条において同じ。）が、申請時において、市内に住所又は事務所等を有し、かつ、許可の期間中引き続き市内に住所又は事務所等を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること。）。
- (2) 申請者が、申請に係る廃棄物を適正に処分するために必要な措置を講じていること。
- (3) 申請者が、一般廃棄物処分業を行うための施設又は法第 8 条第 1 項若しくは第 9 条第 1 項の規定による許可を要する施設（以下「処理施設」

という。)の所有権を有すること(所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること。)

(処理施設設置の事前指導)

第8条 処理施設を設置しようとする者は、規則第5条第1項第2号に規定する申請書を提出し、又は法第8条第1項若しくは第9条第1項の規定による許可を受けようとするときは、あらかじめ一般廃棄物処理施設等の設置に係る事前指導申出書(様式第2号。以下「事前指導申出書」という。)を市長に提出しなければならない。ただし、当該処理施設について、法第15条の2の5の規定により届け出た場合は、この限りでない。

2 前項に規定する事前指導申出書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

(1) 当該処理施設を設置しようとする土地及び建物の登記事項証明書並びに当該処理施設を設置しようとする土地に係る不動産登記法第14条に規定する地図の写し

(2) 当該処理施設の付近の見取図及び配置図

(3) 事業計画の概要を記載した書類

(4) 当該処理施設の概要を明らかにする図面

3 市長は、事前指導申出書の提出を受けたときは、土地利用等に関する法令等を所管する行政機関等(以下「行政機関等」という。)に事前指導申出書の写しを送付し、当該処理施設の設置に係る問題点等(以下「問題点等」という。)について意見を求めるものとする。

4 市長は、行政機関等から意見が提出されたときは、問題点等を事前審査の申出者に通知するものとする。

5 当該処理施設を設置しようとする者は、前項の規定による通知を受けたときは、行政機関等と協議し、問題点等について講じる措置を市長に報告しなければならない。

(許可の申請)

第9条 申請者(条例第15条第1項及び第2項に規定する一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者に限る。)は、規則第5条第1項第2号又は第2項に規定する申請書に申請者等に関する調書(様式第1号)及び次に掲

げる書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 第5条第1号から第12号までに掲げる書面

(2) 保管を行う場合には、保管を行う場所に関する次に掲げる書類及び図面

ア 不動産登記法第14条に規定する地図の写し

イ 土地及び建物（保管を行う施設）の登記事項証明書（建物について登記していない場合は、申請者が所有権又は使用権原を有することを証する書面）

ウ 保管を行う施設の配置図及び周辺の地図

エ 保管を行う廃棄物の種類及び保管量

オ 保管を行う施設の構造を明らかにする見取図

(3) 当該業務に使用する器材の図面又は写真

（許可の条件）

第10条 市長は、処分業の許可をする場合においては、次の条件を付することができる。

(1) 保管を行う場合には、処理施設において、適正な処分又は再生を行うためにやむを得ないと認める期間とし、その保管量は、処理施設の処理能力から勘案し、適正に処分できる範囲のものとすること。

(2) 処理施設の機能の維持管理が技術上、許可の基準に適合するよう、及び、騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないよう必要な措置を講じること。

(3) 取り扱う廃棄物が飛散し、流出し、地下に浸透し、並びに悪臭及び汚水を漏らすことがないよう処理施設、保管に関する施設、車両、器材等について常に点検及び整備を行い、安全かつ清潔を保持するよう必要な措置を講じること。

(4) その処分に伴い生ずる一般廃棄物の処分が適正に行われるよう必要な措置を講じること。

第4章 届出

（届出）

第11条 収集運搬許可業者及び処分業の許可を受けた一般廃棄物処分業者（以下「許可業者」という。）は、事業の全部を廃止したときは、当該廃

止の日から10日以内に高松市一般廃棄物処理業廃業届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 許可業者は、次に各号のいずれかに該当するときは、当該変更の日から10日以内に高松市一般廃棄物許可事項変更届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(1) 事業の一部を廃止したとき。

(2) 氏名又は名称を変更したとき。

(3) 役員等を変更したとき。

(4) 事務所又は事業場の所在地を変更したとき。

(5) 事業の用に供する施設等の設置場所、構造等の軽微な変更をしたとき。

(6) 許可を受けた車両を変更したとき。

3 許可業者は、前項の届出に、当該変更内容に係る第5条及び第9条に規定する書面を添付しなければならない。

第5章 雑則

（提出書類の特例）

第12条 この要綱の規定により同時に二以上の申請書その他の書類を提出する場合において、各申請書その他の書類に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申請書その他の書類にこれを添付し、他の申請書その他の書類には市長が別に定める添付書類省略一覧表を添付することにより、一の申請書その他の書類に添付した書類の添付を省略することができる。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月16日から施行する。

様式第 1 号(第 5 条、第 9 条関係)

申請者等に関する調書

1 申請者

氏名又は名称（ふりがな）

2 他の市町村における一般廃棄物処理業、一般廃棄物処理施設の許可

市町村名	許可の種類	許可年月日

3 役員等

役職名	氏名（ふりがな）

取締役、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同
等以上の支配力を有するものと認められる者をすべて記載して下さい。

4 株主又は出資者

保有する株式又は出資の金額	氏名又は名称（ふりがな）

発行済株式総数の１００分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の１００分の５以上の額を出資している者を記載して下さい。

5 政令第４条の７に規定する使用人

役職名	氏 名（ふりがな）

6 法定代理人（申請者が未成年の場合）

氏 名（ふりがな）

7 事務処理担当者及び連絡先

担当者名	連絡先（電話、FAX、アドレス）
	電話：
	FAX：
	アドレス：

様式第 2 号（第 8 条関係）

一般廃棄物処理施設等の設置に係る事前指導申出書 年 月 日 （宛先） 高松市長 郵便番号 申出者 住 所 氏 名 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 電話番号 一般廃棄物処理施設等の設置について、次のとおり事前指導申出書を提出します。							
施設の設置場所							
施設の概要	施設の種類及び処理能力						
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項又は法律第 9 条第 1 項の適用の有無					有 無	
	施設において処理する一般廃棄物の種類						
	施設の構造及び概要						
施設に供する土地の状況	地番	地目	面積	利用面積	利用目的	所有者	所有権移転等
							購入予定・借地
							購入予定・借地
							購入予定・借地
							購入予定・借地
							購入予定・借地
参考事項	担当者名						
	連絡先						

様式第 3 号（第 1 1 条関係）

年 月 日

（あて先）高松市長

届出者 住 所

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者氏名）

高松市一般廃棄物処理業等廃業届

次のとおり高松市から許可を受けている一般廃棄物処理業を廃業したので、
高松市一般廃棄物処理業（ごみ）の許可に関する要綱第 1 1 条第 1 項の規定
により届けます。

許 可 番 号	高松市許可 第 号
許 可 期 限	年 月 日から 年 月 日まで
許 可 業 の 内 容	

様式第4号（第11条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

許可番号 高松市許可 第 号

住 所

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者氏名）

高松市一般廃棄物処理業許可事項変更届

次のとおり許可事項に変更が生じたので、高松市一般廃棄物（ごみ）
処理業の許可に関する要綱第11条第2項の規定により届けます。

変 更 年 月 日	
変 更 事 項	
変 更 前	
変 更 後	